

8月1日～

緊急通報システムの対象を拡充します。

家の中で倒れて動けない、そんな緊急時にボタン1つでつながります。あなたの心のすみにある不安が1つでも減るように、お守りがわりにご利用ください。あなたのこれからのために。

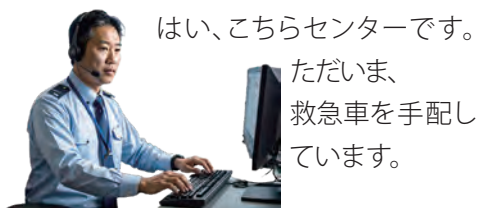
ひとりじゃない。
ボタンひとつで
安心を。

緊急通報システムって何？
こんな時に使えます

芦屋市在住のAさん。ひとり暮らしに不安を感じ緊急通報システムを利用中。



協力員がいる場合



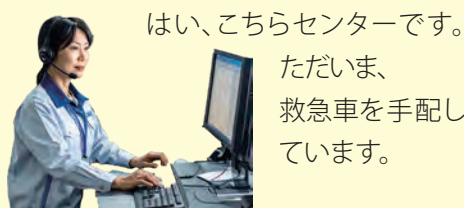
はい、こちらセンターです。
ただいま、
救急車を手配し
ています。

協力員がいる場合



協力員と救急車が
かけつけます。

協力員がいない場合



はい、こちらセンターです。
ただいま、
救急車を手配し
ています。

業者の場合(有料)



業者と救急車が
かけつけます。

拡充ポイント

また、違う日

健康相談

はい、コール
センターです。

安否確認

こんにちは。
月に1回安否確
認の電話をして
います。

最近、ひざが
痛くて歩きに
くいんだよ。

元気に
すごして
いますよ。

緊急通報システムってこんなこと
ができるのか。父さん、こういうの
嫌がるかな。でも…安心して暮ら
してほしいから、今度の休みに帰った
ときに話してみようかな。

こんな人が利用できます

市内在住で(1)～(3)の条件全てに当
てはまる人

(1)対象者が属する世帯が下記の

- ①～③いずれかに該当していること
- ①概ね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②概ね65歳以上の高齢者と障がい
者手帳をお持ちの人で構成され
る世帯
- ③身体障害者手帳1級または2級
をお持ちの単身世帯

※家族等の留守により、昼間または夜
間に上記①～③になる人を含む

(2)固定電話または携帯電話を持っ
ている人

(3)事業の目的・趣旨を理解し、緊急通
報のための装置であることが識別
できる人

※認知症の症状がある人は原則対象外

拡充ポイント

申し込み

【左記の条件(1)で①②(高齢者)
の場合】

お住まいの地域の高齢者生活支援セ
ンター(下記を参照)または担当のケ
アマネジャーに相談してください。

【左記の条件(1)で③(障がいのある
人)の場合】

申請書を障がい福祉課(15番窓
口)まで提出してください。

問い合わせ

【高齢者】高齢介護課 ☎38-2044/FAX38-2060

【障がいのある人】障がい福祉課 ☎38-2043/FAX38-2160

利用料

【鍵を協力員に預けられる場合】

→協力員として近隣に住む3人
に鍵を預けることができる場
合、利用料は無料です。

【鍵を業者に預ける場合】

→550円/月の利用料がかか
ります。

拡充ポイント

高齢者生活支援センター

センター名	対象地域	電話番号
西山手高齢者生活支援センター	山手小学校区	☎25-7681
東山手高齢者生活支援センター	朝日ヶ丘・岩園小学校区	☎32-7552
精道高齢者生活支援センター	精道・宮川小学校区	☎34-6711
潮見高齢者生活支援センター	潮見小学校区	☎34-4165
打出浜高齢者生活支援センター	打出浜・浜風小学校区	☎34-5001

校区がわからな
い場合は下記
ホームページを
ご確認ください。

